**各計画に対する皆さんからの意見を募集します**

問合せ　各問い合わせ先

各計画の詳しい内容は、市ウェブサイトや公表方法にある窓口で確認してください

**●第７期大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（中間案）**

　市では平成30年度から平成32年度までの期間における高齢者福祉事業と介護保険事業を一体的に推進するため「第７期大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。

　中間案により高齢者への福祉サービスなどの確保について概要を掲載し、市民の皆さんから意見を募集します。

■中間素案の公表方法

市ウェブサイトでの閲覧

　（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,0,29,html）

窓口での閲覧

●高齢介護課高齢福祉係（市役所西庁舎1階）

●市政情報センター（市役所東庁舎1階市政情報課内）

●市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

■応募対象者

　市内に居住または勤務している人、事業所を有する個人または法人

■応募期間

　1月16日まで

※郵送の場合は、1月16日付けの消印有効です。

■意見の書き方

　任意の様式に、第7期大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（中間案）に対する意見と、氏名、住所、連絡先（電話番号、Eメールアドレスなど）を必ず記載してください。

※匿名、電話の意見には応じられません。

■応募先

　意見は、持参、郵送、ファクス、Eメール（件名に「第７期大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（中間案）に対する意見」と明記）のいずれかで高齢介護課高齢福祉係に提出してください。

　市政情報課や各総合支所地域振興課に持参して提出することもできます。

あて先

〒989―6188

大崎市古川七日町１番１号

大崎市民生部高齢介護課高齢福祉係　23-2418

kaigo@city.osaki.miyagi.jp

問合せ 高齢介護課高齢福祉係　23-6085

**●大崎市第３次障害者計画等（中間案）**

　市では、障害者計画と、第5期障害福祉計画および第1期障害児福祉計画を一体的に策定しています。

　中間案により基本的な方針と障害福祉サービスなどの確保について概要を掲載し、市民の皆さんから意見を募集します。

**大崎市第3次障害者計画（中間案）**

　平成30年度から平成35年度までの期間における、市が取り組むべき、障害者施策の基本的な方針を示す計画

第5期障害福祉計画（中間案）・第1期障害児福祉計画（中間案）

　平成30年度から平成32年度までの障害者および障害児への福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制を確保するための方策を明らかにする計画

■中間案の公表方法

市ウェブサイトでの閲覧

　（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,0,29,html）

窓口での閲覧

●社会福祉課障害福祉係（市役所西庁舎１階）

●市政情報センター（市役所東庁舎1階市政情報課内）

●市政情報コーナー（市役所各総合支所地域振興課内）

■応募対象者

　市内に居住または勤務している人、事業所を有する個人または法人

■応募期間

　1月10日～31日　※郵送の場合は、1月31日付けの消印有効です。

■意見の書き方

　任意の様式に、大崎市第3次障害者計画等中間案に対する意見と氏名、住所、連絡先（電話番号、Eメールアドレスなど）を必ず記載してください。

※匿名、電話の意見には応じられません。

■応募先

　意見は、持参、郵送、ファクス、Ｅメール（件名に「大崎市第３次障害者計画等（中間案）に対する意見」と明記）のいずれかで社会福祉課障害福祉係に提出してください。

　市政情報課や各総合支所地域振興課に持参して提出することもできます。

あて先

〒９８９―６１８８

大崎市古川七日町１番１号

大崎市民生部社会福祉課障害福祉係　２３－２４１８

shafuku@city.osaki.miyagi.jp

問合せ 社会福祉課障害福祉係　23-2167

**年末年始は公共施設の業務を休業します**

問合せ 各問い合わせ先

　市役所や市民病院、大崎地域広域行政事務組合の年末年始の業務は、下記のとおりです。

　休業期間の診療は、裏表紙の休日救急当番医や夜間相談窓口を参照してください。

各問い合わせ先

■届出・手続き

●市役所代表電話　23-2111

　または各総合支所

■診療

●市民病院　　23-3311

　または各分院・診療所

●夜間急患センター　23-9919

■燃やせないごみ（直接搬入）

●大崎広域リサイクルセンター　28-1756

■燃やせるごみ（直接搬入）

●大崎広域中央クリーンセンター 28-2386

●大崎広域東部クリーンセンター 43-2597

●大崎広域西部玉造クリーンセンター 78-2166

■公共施設の年末年始の業務期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 12月 | 1月 |
| 28日 | 29日 | 30日 | 31日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 |
| 届出・手続き | 受付 | 休み | 休み | 休み | 休み | 休み | 休み | 受付 |
| 診療 | 受付 | 休み | 休み | 休み | 休み | 休み | 休み | 受付 |
| 燃やせないごみ（直接搬入） | 受付 | 受付 | 受付 | 休み | 休み | 休み | 受付 | 受付 |
| 燃やせるごみ（直接搬入） | 受付 | 受付 | 受付 | 休み | 休み | 休み | 受付 | 受付 |

休業期間の出生・婚姻・死亡届などの戸籍届け出は、市役所西庁舎、各総合支所の守衛室で受け付けます。

大掃除などで多量のごみが出た場合は、処理施設に直接搬入してください。

ごみの直接搬入受付時間は、8時30分～12時、13時～16時30分です。

**固定資産税償却資産の申告を忘れずに行いましょう**

問合せ　税務課家屋担当　23-2148

　平成30年1月1日現在、市内に償却資産（事業用資産）を所有している法人・個人は、1月31日までに固定資産税（償却資産）の申告をしてください。前年度までに申告した人には、償却資産申告書を発送しています。

　また、インターネットを利用した電子申告も可能です。詳しくは、地方税ポータルシステム（eLTAX）のウェブサイト（http://www.eltax.jp）を確認してください。

■対象となる主な資産

小売業　商品陳列ケース、陳列棚、冷蔵庫など

農業　農業用機械など

建設業　土木建設機械など

不動産賃貸業　駐車場舗装、フェンスなど

■申告期限

　1月31日

※郵送の場合は、1月31日必着で発送してください。

■申告場所

　税務課、各総合支所市民福祉課税務担当

郵送の場合のあて先

〒９８９―６１８８

大崎市古川七日町１番１号

大崎市総務部税務課家屋担当

**2017みやぎふるさとCM大賞で、**

**大崎市の作品が最高賞を受賞!**

**-年間120回の無料放送権を獲得-**

　12月1日、仙台市内で行われた「2017みやぎふるさとCM大賞」公開審査会で、本市から出品した「湯 make me HAPPY!」が、最高賞の「KHB大賞」を受賞し、年間120回のCM無料放送権を獲得しました。

　ふるさとCM大賞は、まちの魅力をテーマに制作された30秒のふるさとCMを紹介する番組で、今回で16回目となります。

　審査会の模様は、1月3日に放映される予定です。わがまち自慢のCMを、一緒に視聴しましょう。

■2017みやぎふるさとCM大賞

　大崎市を含む、県内の32市区町村32作品のふるさとCMが放映されます。

放映日時　1月3日　15：55～17：25

放送局　KHB東日本放送